

株式会社の業務の適正を確保する体制の整備に関する決定
(会社法に基づく内部統制システムの構築)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を以下のとおりとし、当該方針に従い体制の整備・強化を行う。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 企業活動全般において遵守する必要がある指針と基準を明確化した **Elpida Code of Conduct** を制定し、その内容を、取締役会で定めるグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底させるとともに、遵守を義務付ける。
 - ・ 取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図るため、社外取締役を選任する。
 - ・ 株主総会決議により承認された内容に従い決定する取締役の報酬額の配分の客観性及び透明性を高めるため、取締役の報酬額を検討する組織として、報酬諮問委員会を設置する。
 - ・ グループ全社のコンプライアンスに関する方針の決定を目的としたコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
 - ・ 当社各組織及びグループ各社の業務が適正に行われているか否かを、効果的且つ継続的にモニタリングするために、監査室を設置し、内部監査を実施する。
 - ・ グループ社内における組織または個人による法令等に対する違反に関する相談・通報を受け付ける社内通報制度を設置する。
 - ・ 本方針に基づく体制の維持及び継続的な改善を図るため、内部統制推進担当執行役員を任命し、その指揮下に内部統制推進部署を設置する。内部統制推進担当執行役員は、体制の整備状況を定期的に取り締役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク発生時の損害を最小限にとどめるための体制及び対応方法をリスクマネジメント規則等において明確にする。
 - ・ グループ全社のリスク管理方針（リスクの発生予防方針を含む。）の決定を目的としたコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 執行役員制度を採ることにより、取締役は監督機能の強化など経営機能に注力し経営の迅速化を図り、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。
 - ・ 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・ 執行役員によって構成される執行役員会を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、執行役員の合議により決定、遂行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ Elpida Code of Conduct をはじめとするグループ共通の規則等を制定し、コンプライアンスに関する理念の統一を保つ。
 - ・ グループ会社（合弁会社等）がコンプライアンスに関する行動指針または規則等を独自に制定・整備する場合、必要な支援及び指導を行う。
 - ・ グループとしての総合的な経営の効率化と発展を目的として、経営管理に関する支援及び指導を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 人事担当執行役員は、監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を指名する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 人事担当部門は、上記使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査役と事前に協議を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・ 常勤監査役を社内通報制度の通報先とする。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
 - ・ 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査室は、監査役会に対し、内部監査の実施状況、結果について報告を行う。

以上